

# 平成30年度 第6回 谷浜・桑取区地域協議会

## 次 第

日時：平成31年1月29日（火）午後6時30分～

会場：谷浜・桑取地区公民館 大会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【報告事項】

- ・上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

#### 【協議事項】

- ・平成31年度地域活動支援事業について

### 4 その他

- ・事務事業評価の実施について

### 5 閉 会

## 上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

### 1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、リフレッシュビレッジ施設の利用料金の上限額を改定するとともに、浴場の利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

### 2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

施設名等			単 位	現 行	改定後
くわどり 湯ったり 村	浴場	一般	1人につき	520円	700円
		小学生以下		310円	350円
	宿泊室	宿泊利用	1人につき	5,660円	5,760円
		小学生		3,400円	3,460円
		休憩利用	1室1時間につき	1,550円	1,580円
	研修室			3,600円	3,670円

- ・浴室利用の無料区分について、現行の未就学児から3歳未満に改める。
- ・宿泊室の利用にあたっては、休日の前日若しくは土曜日の場合又は1室2人以下の場合の加算金上限額を、現行の1,550円から1,580円（いずれの場合にも該当する場合の加算金は、現行の3,100円から3,160円）に改める。

施設名等		単 位	現 行	改定後
ゆったり の家	山里文化体験交流施設	1棟1時間につき	560円	570円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

### 4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

項目	平成30年度の状況	平成31年度（案）
採択方針	右欄上段のとおり	
募集期間	・4/2(月)から4/27(金)まで	(事務局案) ・4/1(月)から4/26(金)まで
周知方法	<b>■全市的な取り組み</b> ・4/1 広報上越、市HPへの掲載 ・主要施設への募集要項などの配置 ・報道機関への情報提供 など	<b>■全市的な取り組み</b> ・平成30年度と同様
	<b>■谷浜・桑取区での取り組み</b> ・3/1「地域協議会だより」を全戸配布(事前相談受付) ・3/10(土)説明会(事例発表、意見交換)開催 ・4/1 募集要項を全戸配布	<b>■谷浜・桑取区での取り組み</b> ・2/15「地域協議会だより」を全戸配布(募集説明会、事前相談受付について周知) ・3/2(土)午後1:30～説明会開催 ・4/1 募集要項を全戸配布
補助率等	・事業費の上限・下限：なし ・傾斜配分：なし ・補助率：10/10以内	
審査方法	・提案者説明及び質疑を実施 ・右欄下段の基本審査・共通審査基準に基づき 挙手により採否を決定 (会長を除く出席委員の過半数で採択)	
その他	・委員が提案団体の代表者や役員であった場合の審査への関わりについて → <u>全ての審査に参加する</u>	

◆平成30年度 谷浜・桑取区の採択方針

谷浜・桑取区 地域活動支援事業 採択方針
谷浜・桑取区住民の生活環境の向上を期待する事業のほか、少子化・高齢化に対応する区の活性化につながる事業、谷浜・桑取区の観光資源を活かす事業、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。 優先的に採択する以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランス、地域の要望等を考慮し採択する。
<b>優先的に採択する事業の分野</b>
○地域振興事業 (例) 谷浜・桑取区(まち)の活性化、既存組織との連携、海岸と温泉を活かした事業、耕作放棄地の復元事業、観光広報・案内事業、中山間地における再開発、自然保護(河川、農業、森林、海岸)等 ○生活環境の向上 (例) たにはま公園の活用事業、公共交通機関の維持確保・利用促進事業等 ○安心安全な地域づくり (例) 防犯マップの作成・配布事業、広域自主防災訓練実施事業、高齢者の見守り、子どもたちの安全確保、海岸整備事業等 ○少子・高齢化に対応する事業 (例) 世代交流事業、高齢者健康講座、子育て支援事業等 ○教育文化 (例) 青少年健全育成の推進、伝統文化・技術の継承、地元ボランティアへの支援、歴史遺産や観光資源を活用した事業等 ○その他 上記に属さないが、谷浜・桑取区の活性化につながる事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通)

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

審査項目	審査の視点
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

## 地域協議会における地域活動支援事業の見直しに向けた検討について

### 【経過】

- 平成 30 年 7 月 各区地域協議会において、地域活動支援事業の検証・検討を実施  
 11 月 地域協議会会長会議の実施。各区の様々な検証結果に対し、市が一定の基準に整理することはせず、「市の案・見解」を提示し、それについて各地域協議会において対応の検討を依頼  
 平成 31 年 1 月 各区地域協議会において市が提示した検討項目について対応を検討

検討項目	市の案・見解(参考)
採択方針	<p><b>【採択方針の精査】</b></p> <p>①採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(地域課題の解消を急ぐ事業)を追加          (例)「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」等</p> <p>②補助金の効果が広く地域に波及するよう、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を補助対象外に整理(地域のスポーツ団体、趣味の会等)</p> <p>③市民の自発的、主体的な活動を促すため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理(コピー機、楽器の購入等)</p>
募集期間	<p><b>【追加募集】</b></p> <p>・追加募集を廃止</p>
補助率	<p><b>【提案団体の自立化に向けた取組】</b></p> <p>・提案団体の自立に向けて、事業費に対する補助率を見直し</p>
	<p><b>【新規案件の掘り起こし】</b></p> <p>・提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、補助率を差別化</p>
その他	<p><b>【修繕や工事、備品購入】</b></p> <p>・ソフト活動を支援の主な対象と考えていることから、特定の科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)においては、上限割合等を設定</p>
	<p><b>【審査方法】</b></p> <p>・提案団体と関わりの強い委員が審査に関わるかの判断について整理</p>

## 事前説明会 開催案内送付先一覧

町内会		
谷浜地区町内会長連絡協議会	桑取地区町内会長協議会	各町内会（谷浜13・桑取9）
平成30年度地域活動支援事業 採択団体		
桑取ゲートボール連盟	茶屋ヶ原町内会	谷浜和泉会
谷浜 Jr バレーボール	谷浜小学校PTA	上越市立潮陵中学校PTA
谷浜農家組合協議会	谷浜・桑取青少年健全育成会	谷浜地域づくり協議会
谷浜ブルーサンダース	くわどり謙信公トレイル大会 実行委員会	—
平成29年度地域活動支援事業採択団体		
谷浜地区南部協和会	桑取会	谷浜・桑取区内花壇整備及び 住民交流事業実行委員会
たにはま公園管理組合	谷浜小学校・潮陵中学校後援 会	—
老人クラブ		
桑南明老会	桑取睦会	第二和泉会
親和会	—	—
各種団体		
五ヶ浦振興協議会	谷浜・桑取地域振興協議会	JA年金友の会
桑取川漁業協同組合	NPO法人かみえちご山里フ ァンクラブ	「くわどり収穫祭」実行委員 会
「月待夜の里神楽共演会」実 行委員会	「夢に出てくる盆踊り」実行 委員会	くわどり湯ったり村
桑取フレッシュ生産組合	桑谷庭先集荷	「わかあゆクラブ」事業実施 委員会
上越そば研究会	谷浜・桑取ゲートボール輪投 げ同好会	小・中学校合同文化祭参観と 地域住民交流事業実行委員会

## 事務事業評価の実施について

## 1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

## 2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業  
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

## 3 評価の手順

## (1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

## (2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

## 4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証）</li> <li>・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証</li> <li>・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証</li> </ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証</li> <li>・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証）</li> <li>・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証）</li> <li>・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）</li> </ul>

## 5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

### 【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

## 6 評価結果の取扱い

### (1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

### (2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

### (3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。